

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)							
	(一)介護職員等処遇改善加算() (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)							
	(二)介護職員等処遇改善加算() (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)							
	(三)介護職員等処遇改善加算() (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)							
	(四)介護職員等処遇改善加算() (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)							
	(五)介護職員等処遇改善加算() (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)							
	(六)介護職員等処遇改善加算() (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(七)介護職員等処遇改善加算() (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(八)介護職員等処遇改善加算() (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)							
	(九)介護職員等処遇改善加算() (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)							
	(十)介護職員等処遇改善加算() (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)							
(十一)介護職員等処遇改善加算() (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)								
(十二)介護職員等処遇改善加算() (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)								
(十三)介護職員等処遇改善加算() (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
(十四)介護職員等処遇改善加算() (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)								

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。